

船橋市広告掲載事業について

1 広告掲載事業とは（船橋市広告掲載に関する要綱 第1条）

「資産を有効活用」するとともに「自主財源の確保を図る」ために、広告を掲載し、又は掲出すること。

2 広告を掲載する媒体について（船橋市広告掲載に関する要綱 第2条）

- ・市の印刷物・・・具体例）封筒、冊子、パンフレット
- ・市のホームページ
- ・市の施設・・・具体例）動画広告、庁舎案内板、歩道橋デジタルサイネージ
- ・その他広告媒体として活用できる資産

3 広告掲載の範囲

○船橋市広告掲載に関する要綱

第3条 広告掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) その他市長が不適當であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は別に定める。

○船橋市広告掲載基準

第1条 この基準は、船橋市広告掲載に関する要綱第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

第4条（規制業種又は業者）

- (1)～(8) 略（資料1参照）
- (9) その他、市長が広告として掲載することが、不適當であると認める業種又は業者

第5条（掲載基準）

- (1)～(3) 略（資料1参照）

第6条（広告表示内容に関する個別の基準）

- (1)～(22) 略（資料1参照）

4 広告掲載事業に関する規定等の変更内容

○令和3年4月1日からの変更部分

① 広告代理店と広告主との契約状況や、契約金額については把握していない。



① 広告代理店に、広告主との契約書等のひな型や、広告主から受け取る金額を市に報告させる。

② 広告代理店と広告主に対して、下記のことについて担当課において確認をしていた。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者でないこと
- ・ 船橋市広告掲載に関する要綱第3条及び船橋市広告掲載基準第4条各号の規定に該当しないこと
- ・ 広告主が暴力団等に該当しないことを市が警察に照会することがあること及びその場合には、全ての役員の氏名等の情報を提供することに同意すること



② 広告代理店と広告主から、担当課において誓約書（資料2）を徴取する。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者でないこと
- ・ 船橋市広告掲載に関する要綱第3条及び船橋市広告掲載基準第4条各号の規定に該当しないこと
- ・ 広告主が暴力団等に該当しないことを市が警察に照会することがあること及びその場合には、全ての役員の氏名等の情報を提供することに同意すること

③ 広告主等に対して担当課において、船橋市広告掲載に関する要綱第3条、船橋市広告掲載基準第4条、第5条（掲載基準）、第6条（広告表示内容に関する個別の基準）に該当しないかをチェックしていた。



③ 広告主等の審査についてチェック表（資料3）を用いる。

船橋市広告掲載に関する要綱第3条、船橋市広告掲載基準第4条、第5条（掲載基準）、第6条（広告表示内容に関する個別の基準）に該当しないかを担当課においてチェック表を用いて行う。広告代理店を利用している場合は、広告代理店にチェック表を用いてチェックした後に担当課でもダブルチェックを行う。

○今後変更予定部分

①船橋市広告掲載基準第4条第1項第9号「その他、市長が広告として掲載することが、不適当であると認める業種又は業者」により、「問題を起こしている広告主」の広告は掲載しないと判断している。



①「問題を起こしている広告主」の広告は掲載しないことを船橋市広告掲載基準第4条に追加し、広告掲載マニュアルにも記載する。

②各担当課で、広告事業ごとに広告主を把握している。



②広告主のデータベースを作成し、財産管理課で一元管理をする。

- ・現在、市の広告媒体に広告を掲載している広告主すべてをデータベース化する。
- ・所管広告掲載事業に新たな広告主を掲載する担当課は、広告主データベースを参照し、掲載がなければ「市の広告に掲載をしていない広告主を新たに掲載する場合」にあたるため、担当課がその広告主の掲載可否を決裁する際に、財産管理課に合議をし、財産管理課ではその審査を行い掲載が可能と判断したら、広告主データベースに搭載する。

③マニュアルを改正する際に、広告掲載マニュアルの変更について通知をして周知を図っている。



③マニュアルを改正する際は必要に応じて広告掲載事業を行う担当課職員に向けて説明会等を開催し、改正がない場合についても少なくとも年1回は、要綱、基準、マニュアル等広告掲載事業についてポータル掲示板等に掲出し周知を図る。